

佐世保市町内、自治会集会所等施設整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐世保市内の地域自治組織である町内公民館、町内会及び自治会（以下「町内公民館等」という。）の集会所（以下「施設」という。）の設置者（町内公民館等代表者）が行う当該施設の整備等に対し、施設及び設備の充実を図り、もって地域社会の振興に寄与することを目的として、予算の範囲内において、佐世保市町内、自治会集会所等施設整備補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の要件)

第2条 施設の整備事業は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 町内公民館等の活動を助長するものであること。
- (2) 町内公民館等の自主事業であり、地域住民の総意によるものであること。
- (3) 町内公民館等が管理するものであること。
- (4) 建設用地が確保されていること、又は用地の確保が見込まれること。

(補助対象)

第3条 補助対象の範囲は、次に定めるものとする。ただし、1件当りの経費が5万円以上とする。

(掲示板は除く)

- (1) 施設の新築及び建物の購入
- (2) 施設の増改築及び修繕工事並びに同工事と併せて行う施設の白蟻駆除及び予防に係る工事
- (3) バリアフリーを目的として施設の敷地内の進入通路に施工する手すり設置、段差解消等の工事で、施設の整備事業として必要と認められるもの
- (4) 施設の設備
上下水道設備、調理台、流し台、ガス設備（プロパンガスを含む。）、町内放送設備、冷暖房機器（施設に固定するもの）及び集会所敷地内で町内会活動等の用に供する範囲に設置する転落防護柵
- (5) 施設の備品
印刷機、複写機、机、椅子、整理棚、書棚、パソコン、テレビ、冷蔵庫等
- (6) 掲示板
- (7) 施設と一体となった駐車場整備
町内公民館等が所有若しくは所有が見込まれる施設敷地（隣接地を含む）の駐車場化のための造成工事並びに舗装工事（擁壁工事及び災害復旧工事を除く）
- (8) その他市長が町内公民館等の活動に必要と認めるもの。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事等は、補助対象にはしないものとする。

- (1) 取得後20年未経過の建替え工事（ただし、災害や急激な世帯の増加等で緊急に建替えの必要がある場合等、市長が特に認めたときは、この限りでない。）
- (2) 事務費、用地の取得費及び用地の賃借料
- (3) 別棟の倉庫、門、柵、塀、植樹等の工事
- (4) 前項第4号に規定された防護柵以外の柵、塀
- (5) 管理人等の居住の用に供する部分の工事
- (6) 前項第3号に係る工事のうち駐車場及びその他付帯設備等の工事と判断されるもの
- (7) 他の補助制度の対象となるもの

(補助の制限)

第3条の2 当該補助申請年度の前年度にコミュニティ助成事業事務取扱要綱（平成26年4月1日施行）第5条によるコミュニティ助成事業申請を行い、当該補助申請年度中の事業として採択の決定を受けた事業については、この要綱による補助金の対象とはしないものとする。

2 この要綱による補助金の交付を受けた者は、次の表に掲げる補助対象事業の対象項目については、同表に掲げる補助制限年数を経過しなければ、新たにこの要綱による補助金の交付を受けることができない。

補助対象事業	対象項目	補助制限年数
施設の増改築及び修繕工事、増改築・修繕と併せて行う施設の白蟻駆除及び予防に係る工事並びに施設敷地内におけるバリアフリー化工事、施設と一体となった駐車場整備	全事業（ただし、別箇所の増改築及び修繕工事を除く。）	5年
施設の設備及び備品の購入	次に掲げる設備及び備品の買替え（ただし、増設のため購入するものを除く。） （1）エアコン （2）コピー機及び印刷機等 （3）パソコン （4）ガス設備 （5）流し台 （6）調理台 （7）テレビ （8）冷蔵庫	5年（ただし、修理は3年とする。）
備考 補助制限年数は、補助事業完了日の属する年度から算定するものとする		

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、前条第1項の補助対象事業にかかる経費（以下「補助対象事業費」という。）を基礎として、次の表に定めるところにより、予算の範囲内でそれぞれ補助するものとする。

補助対象事業	補助金の額	補助限度額
施設の新築及び建物の購入	補助対象事業費の3分の1	800万円
施設の増改築及び修繕工事、増改築・修繕と併せて行う施設の白蟻駆除及び予防に係る工事並びに施設敷地内におけるバリアフリー化工事、施設と一体となった駐車場整備	補助対象事業費の3分の1	266万円
施設の上下水道設備	補助対象事業費の3分の1	50万円
施設の設備及び備品の購入	補助対象事業費の3分の1	50万円 ただし、町内放送設備を含む場合は70万円
掲示板の設置	補助対象事業費の3分の1	8万円
備考 1 公共団体又は第三者から受領した移転補償費、火災等の災害により受領した災害保険金等は、補助対象事業費から控除するものとする。 2 この表により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 3 町内放送設備を含む施設の設備及び備品購入の補助限度額は、市長が特に認める場合は、その限度額を変更することができる。		

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に定めるものを添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 新築、建物の購入、増改築及び修繕工事の場合 — 工事設計書等
- (2) 設備関係の設置及び備品購入の場合 — 見積書等
- (3) その他市長が必要と認める図書類

2 市長は、前項の添付図書類等について、必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

(補助金の決定)

第6条 市長は、提出された補助金交付申請書を適当と認めるときは、補助金額を決定し、指令書(第2号様式、第2-1号様式)をもって申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により指令書の交付を受けた者は、請求書を提出し、補助金の請求をするものとする。ただし、新築または建物の購入を申請した場合は、工事契約書写、又は売買契約書写を添付しなければならない。

(実績報告書の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事業完了後、実績報告書(第3号様式)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は、施設の新築、増改築等にあつては当該工事の完了後に、建物の購入にあつては当該建物の引渡し完了後に、設備については設置後に、備品については購入後に、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めただちに行うものとする。ただし、施設の新築において、市長が特に必要であると認めるときは、補助金を概算払により交付することができるものとする。この場合においては、第6条第2項の規定を準用するものとする。

(補助金の額の確定及び通知の手続き)

第9条 規則第12条に定める補助金の額の確定及び通知の手続については、省略するものとする。ただし、前条第1項ただし書きの規定により、概算払により補助金の交付を行った場合、第7条に規定する実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、佐世保市町内、自治会集会所等施設整備補助金交付額確定通知書(第4号様式)をもって通知するものとする。

(目的外支出の禁止等)

第10条 補助金は、第1条に定める目的以外に使用してはならない。

2 補助金を受けて建設し、又は購入した施設、設備及び備品は、交換し、他に貸付け、譲渡し、売却し又は担保の用に供してはならない。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 確定した補助金の額を超えて、既にその額を超える補助金額が交付されているとき。

(細則)

第12条 前各条に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和56年10月3日から施行する。
(吉井町及び世知原町の編入に伴う経過措置)

- 2 編入前の吉井町又は世知原町の区域に存する設置者が、平成22年3月31日までの間に補助金の交付申請を行う場合は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、吉井町地区公民館施設整備事業費補助金交付要綱又は世知原町地区公民館並びに社会体育施設等に係る助成制度基準の例による。

(小佐々町の編入に伴う経過措置)

- 3 編入前の小佐々町の区域に存する設置者が、平成23年3月31日までの間に行う補助金の交付申請に伴う補助金の額は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

補助対象事業	補助率	限度額
施設の新築	補助対象事業費の3分の2	800万円
施設の増改築	補助対象事業費の4分の3	300万円
施設の修繕	補助対象事業費の4分の3	100万円
施設の備品購入	補助対象事業費の3分の1	50万円

(江迎町の編入に伴う経過措置)

- 4 編入前の江迎町の区域に存する設置者が、平成27年3月31日までの間に行う補助金の交付申請に伴う補助金の額は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

補助対象事業	補助率	限度額
施設の新築	補助対象事業費の2分の1	200万円
施設の増築	補助対象事業費の2分の1	100万円
施設の改築	補助対象事業費の2分の1	100万円
施設の補修	補助対象事業費の2分の1	100万円
公共下水道事業に伴うトイレ改修	補助対象事業費の10の10	100万円
[備考] 補助対象事業費10万円未満については、対象外とする。		

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の第2条及び第3条による補助金は、この要綱による施行期日以後に施行したものについて適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の佐世保市町内、自治会集会所等施設整備補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあった補助金について適用し、施行の日前に申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成4年11月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
(適用)
- 2 改正後の第3条及び第4条の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の佐世保市町内、自治会集会所等施設整備補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあった補助金について適用し、施行の日前に申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の佐世保市町内、自治会集会所等施設整備補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあった補助金について適用し、施行の日前に申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年8月24日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年1月15日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
(適用)
- 2 改正後の佐世保市町内、自治会集会所等施設整備補助金交付要綱の規定は、平成25年度以後の予算に係る補助金から適用する。
- 3 改正後の第3条の2の規定は、この要綱の施行前に補助金の交付を受けた者についても適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
(適用)
- 2 改正後の佐世保市町内、自治会集会所等施設整備補助金交付要綱の規定は、平成27年度以後の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(適用)

2 改正後の佐世保市町内、自治会集会所等施設整備補助金交付要綱の規定は、平成28年度以後の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(適用)

2 改正後の佐世保市町内、自治会集会所等施設整備補助金交付要綱の規定は、平成29年度以後の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(適用)

2 改正後の佐世保市町内、自治会集会所等施設整備補助金交付要綱の規定は、令和2年度以後の予算に係る補助金から適用する。